

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌藻岩山スキー場運営体制移行に係る協議支援業務
発 注 課	スポーツ部企画事業課
選 定 事 業 者	有限責任監査法人トーマツ札幌事務所
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務の実施に当たっては、藻岩山スキー場の現在までの経緯や現状の運営体制における課題、札幌市内のスキー場における藻岩山スキー場の位置付けを踏まえた上で進めていく必要がある。 施設の老朽化が進む藻岩山スキー場において、とりわけリフトについては、年式が古く（第1リフトは1979年建設）修繕が難しいものもあることから、施設リニューアルに向けた新たな運営体制への移行については待ったなしの状況であり、3者協議を確実に年度内に完了させる必要がある。 また、3者協議については、①「ロッジの解体・建設時期の調整」をはじめ②「リフトの更新手法」③「リフト事業に係る委託料・使用料の整理」④「土地の開発等による関係部局との調整」、⑤「管理運営協議会の体制見直し」など多岐に渡っており、これらの全てを年度内に行うためには相当程度のスピード感が求められる。 当該事業者は、スポーツ局が令和4年度に発注した「藻岩山スキー場運営体制構築検討業務」及び令和5年度に発注した「藻岩山スキー場運営体制移行に係る参入意向調査業務」（以下、「過年度業務」という。）の受注事業者であり、藻岩山スキー場における現在までの経緯・経過を熟知している。 本業務は過年度業務から継続する業務であり、当該事業者が引き続き関与することで、事前に踏まえるべき事項について改めて調査・確認する必要がなく、限られた期間内で确实かつ効率的・効果的な業務の履行が見込めることから、当該事業者との特定随意契約とする。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

決 定 日	令和6年6月3日
-------	----------